

えっ、どんなの？ 介護保険制度

平成12年4月1日から始まります

急速に進む高齢社会に対応するため、平成12年4月から、介護保険制度が始まることになりました。

この制度は、老後生活の大きな不安となっている介護の問題を、社会全体で支えていこうとするものです。これまで保健、福祉、医療の分野にまたがっていた「介護」を一つの制度として、必要なサービスを総合的、一体的に受けられるようになります。

老後の生活をより安心なものにし、家族の介護負担を軽減する介護保険制度。市では4月から介護保険準備室を設け、実施に向けての準備に入りました。広報あきたでも随時、制度の説明をしていきますので、この新しい制度にご理解をお願いします。

介護保険に加入するのは、40歳以上の人です

65歳以上の人(第1号被保険者)と、40～64歳の健康保険に加入している人(第2号被保険者)が、介護保険に加入します。

寝たきりや痴呆になったらサービスが受けられます

加入者が寝たきり、痴呆などで介護を必要とする状態になったり、常時の介護までは必要ないが、家事や身じたくなど、日常生活に支援が必要な状態になったとき、介護保険からサービスが受けられます。

受けられるサービス

在宅サービス

訪問介護(ホームヘルプ)
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
居宅療養介護指導
通所(日帰り)介護(デイサービス)
通所(日帰り)リハビリテーション(デイケア)
福祉用具貸与
短期入所生活介護(福祉施設へのショートステイ)
短期入所療養介護(医療施設へのショートステイ)
痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人のグループホーム)
特定施設(有料老人ホームなど)入所者生活介護
このほか、福祉用具を購入したり、手すり、段差の解消などのために住宅を改修した場合は、その費用が支給されます。

サービス利用
(利用料1割負担)

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護老人保健施設(老人保健施設)
介護療養型医療施設
・療養型病床群
・老人性痴呆疾患療養病棟
・介護力強化病院(施行後3年間)

介護保険加入者

第1号被保険者
(65歳以上)

49,517人
秋田市 平成9年10月1日

第2号被保険者
(40～64歳)

110,398人
秋田市 平成9年10月1日

保険料
年金額が一定額以上の人
年金から天引き
(約7割の人が対象)

年金額が一定額以下の人
市町村に
個別に支払い
(約3割の人が対象)

保険料
健保組合・国保など
健康保険の
保険料に上乗せ
されます

市町村

65歳以上の保険料
17%

40～64歳の保険料
33%

公費
50%
国
25%
県
12.5%
市
12.5%

	第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40～64歳)
サービスを受けられる人	寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人 家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人	初老期痴呆、脳血管障害など、加齢にともなう病気によって介護等が必要となった人
保険料	保険料は所得に応じた額になり、その額は市町村の介護サービスの水準によって高くなったり、低くなったりします。	保険料は、それぞれ加入している健康保険の算定方法に基づいて設定されます。保険料には事業主負担・国庫負担があります。

介護保険制度

実態調査にご協力をお願いします

65歳以上の25,000人のかたに
調査票をお送りします

問い合わせ 介護保険準備室 ☎(66)2069

シリーズで解説

介護保険制度について、これから毎月第2金曜日発行の広報あきたでシリーズで解説していきます。6月は12日号です。

市では、介護保険事業計画を策定するため、65歳以上の市民の半数の約25,000人のかたを対象に、実態調査を行います。6月中旬に調査票を郵送しますので、回答のうえご返送ください。

介護保険事業計画は、介護が必要なおとしよりの数や必要なサービスの全体量などを把握し、円滑にサービスを提供できるようにするものです。

実態調査は、秋田市の介護保険料算定の基礎ともなりますので、ご協力をお願いいたします。